

鹿児島県立北薩病院売店運営業務企画提案競技の実施について

鹿児島県立北薩病院売店運営業務に係る企画提案競技（公募型プロポーザル）を次のとおり実施する。

令和8年9月18日

鹿児島県立北薩病院長 水流 尚志

企画提案競技（公募型プロポーザル）募集要領

1 公募の目的

鹿児島県立北薩病院（以下「県病院」という。）の利用者等のサービス向上及び利便性向上を目的とし、売店（自動販売機を含む。）を運営する事業者（法人又は個人）（以下「売店運営者」という。）をプロポーザル方式により選定する。

2 事業概要

売店は、県病院が指定する場所に係る行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受け、善良な管理のもと、病院利用者等に商品を提供する。

3 許可期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、県病院が売店運営により病院運営上支障があると判断した場合、許可期間内であっても許可を取り消すことがある。

なお、売店運営が適切であると認められるときは、許可を受けて更新することができる。

4 売店等概要

(1) 売 店

83.34㎡

(2) 自動販売機

3台分（ゴミ箱含む）

(3) 配置位置

別添位置図等のとおり

5 出店にあたっての基本的な考え方

次の事項を売店設置の基本的な考え方とする。

(1) 病院利用者等のニーズへの対応

(2) 病院にふさわしい売店の内装とレイアウト

(3) 安定的・継続的な売店経営

6 売店運営者の選定方法

提案書の審査及び提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行った上で、候補者を決定する。

7 応募資格要件

次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 参加申請の日において、50 床以上の病院の売店運営実績を有する者
- (2) 消費税及び鹿児島県税の未納がない者
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて企画提案競技に参加しようとする法人又は個人

- (4) 使用許可初日から、令和 8 年 12 月 14 日までの間に商品の販売を開始できる者

8 使用料

- (1) 使用許可に係る使用料は、売店運営者の負担とする。

ただし、適当と認められる場合、減免できるものとする。

(2) 使用料は県病院が発行する納入通知書によりその指定する期限までに納付するものとする。

なお、使用料には、建物使用料のほか、電気使用料も含む。

(3) その他、売店の運営に必要な設備・備品等の経費は、売店運営者の負担とする。

9 売店利用の制限

(1) 売店運営者は、使用許可以外の用途に供してはならない。

(2) 内装や設備を変更する場合は、あらかじめ病院側と協議し、承認を得た上で行うこととし、その変更に係る費用は、売店運営者において負担する。

また、売店運営者は使用財産を他の者に転貸してはならない。

10 使用許可の取消し

(1) 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。この場合において、売店運営者に損害又は損失が生じても、県病院はその賠償又は補償の責めを負わない。

ア 売店運営者が使用許可条件に違反したとき

イ 売店運営者がプロポーザル審査において応募資格の詐称その他不正な手段を用いたことにより選出されたとき

ウ 正当な理由がなく、売店の休業状態が1か月間継続したとき

エ 使用財産を公用又は公共用その他の理由により、病院側が必要とするとき

(2) 原状回復

使用許可を取り消されたとき又は許可期間が満了したときは、売店運営者の負担で、県病院が指定する期日までに使用物件を原状に回復し、県病院に返還しなければならない。

11 損害賠償

(1) 売店運営者は、その責めに帰すべき理由により、売店の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による売店の損害額に相当する金額を損害賠償として支払うものとする。ただし、売店を原状に回復した場合は、この限りでない。

(2) 売店運営者は、売店の使用にあたり県病院又は第三者に損害を与えたときは、すべて売店運営者の責任でその損害を賠償しなければならない。

12 売店運営者の義務

(1) 売店運営者は、善良な管理者の注意をもって売店を使用するとともに、定期的な清掃等を行うこと。

(2) 売店運営者は、県病院が売店の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

(3) 災害時等病院側から応急対策・災害復旧で協力要請があった場合は、対応すること。

13 運営に関する条件

(1) 提供商品等

提供商品及び提供価格は、売店運営者が常識的な範囲で定めるものとする。また、病院側が指定する衛生材料等を提供すること。ただし、以下のものについては販売を禁止する。

ア 有害図書等

イ アルコール類、たばこ（病院敷地内は禁煙）

ウ その他、県病院で販売することが適当でないと考えられるもの

(2) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて売店運営者の責任において行うこと。

(3) 施設の管理

売店運営者は、食品衛生法等の関係法令を遵守し、売店の衛生管理に十分注意するものとし、売店で発生した事件等については、すべて処理すること。

(4) 火器の設置・使用の禁止

売店運営者が使用物件内に火器を設置し、又は使用することを禁止する。

(5) 商品の仕入れ・管理

仕入商品は、その安全性等が信頼できる業者から仕入れるものとし、販売商品の瑕疵については、売店運営者がすべての責任を負うこと。また、提供商品の安全管理には十分配慮するものとし、適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守すること。

(6) 廃棄物の搬出

売店運営者は、売店で提供・販売する商品や包装等から発生する廃棄物について、その回収に必要な容量のゴミ箱を設置すること。また、これらの廃棄物の最終的な処理については、売店運営者の責任で行わなければならない。

(7) 張り紙、看板等の表示又は掲出

使用許可を受けた場所以外における張り紙、看板等の表示はできない。また、張り紙等の内容は適正なものとする。

(8) 秘密保持

売店運営者は、院内で知り得た患者の情報・県病院の業務上の秘密等について、漏えい防止の責任を負うものとする。なお、売店業務から撤退した後もまた同様とする。

(9) その他

この募集要領に定めるもののほか、売店運営者は営業に際し、疑義が生じた場合は、県病院と協議すること。

14 病院の概要

(1) 所在地 伊佐市大口宮人502番地4

(2) 病床数 50床

(3) 診療科 内科、呼吸器内科、循環器内科、脳神経内科、小児科、外科、脳神経外科、放射線科、消化器内科、形成外科

(4) 診療日 月曜日から金曜日（祝日，年末年始を除く）

(5) 診療時間 8：30から17：00

15 患者数及び職員数

(1) 入院患者数一日平均27人（令和8年度 4～8月実績）

(2) 外来患者数一日平均79人（ ” ）

(3) 職員数

ア 約130人（令和8年4月1日現在）

イ その他委託業者職員あり

16 応募手続き及び提出書類

(1) 関係書類の交付

ア 交付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月9日（金）まで

イ 交付場所

県立北薩病院ホームページからダウンロード

(2) 参加申請

ア 参加申請書作成要領を参照

イ 申請期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月15日（木）12時00分まで

ウ 申請先

県立北薩病院総務課

〒895-2526 伊佐市大口宮人502番地4

TEL 0995-22-8511

エ 提出方法

郵送又は持参

(3) 企画提案書

ア 企画提案書作成要領を参照

イ 提出期間

令和8年10月15日（木）から令和8年10月23日（金）17時15分まで

ウ 提出先

16の(1)のウに同じ

エ 提出方法

郵送又は持参

(4) 企画提案書に関する質問

ア 質問方法

質問書（様式1）により、電子メールで受け付けます。

イ 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月7日（水）12時00分まで

ウ 回答方法

令和8年10月9日(金)までに、参加申請した全員に対して電子メールで行います。

(5) 提案書ヒアリング

ア 実施日

令和8年10月27日(火)

イ 実施場所

県立北薩病院 講堂

ウ その他

- ・ ヒアリング時間、留意事項等は別途連絡します。
- ・ ヒアリングに要する費用は、参加申請者の負担とする。

17 その他

- (1) 選定結果についての異議申立ては認めないこととする。
- (2) 運営については、県病院と協議しながら行うこととし、必ずしも提案された内容どおり運営できるとは限りません。
- (3) 提出資料は返却しません。